

2022年11月7日

羽後町 町長 安藤 豊 殿

秋田県社会保障推進協議会

会 長 佐藤 幸美

010-0001 秋田市中通 6 丁目 1-56-5

TEL 018-835-6354 Fax 018-832-0203

Eメール akisya8356353@yahoo.co.jp



人口減少対策としての 子供の医療費無料化、国保子供の均等割減免、学校給食費無料化実施の要請

コロナ禍、貴職の医療、福祉増進のための取り組みに敬意を表します。

秋田県は全国一の人口減少県ですが、その対策として県はじめ各市町村では福祉医療制度の充実、また、子育て支援策に全力をあげられています。

さて、ご承知のように本年7月28日、29日奈良市で開催された全国知事会議では将来世代が希望をかなえられる社会を目指す提言(～次世代育成支援の抜本強化において～)で、「子供の医療に関わる全国一律の医療費助成制度の創設や小学生以上の子供の医療費助成に関わる国民健康保険国庫負担減額調整措置の全廃、国民健康保険の子供に係る均等割保険料軽減措置対象年齢の拡大及び軽減額の拡充をはかること。」を国に要望しました。

一方で、全国の市町村でも独自の支援策拡充に力を注いでいます。子供の医療費無料制度を国に求める全国ネットの調査によれば、2021年4月現在で就学前まで助成している市区町村は外来・入院とも 100%に達し、中学生まで助成している市区町村も 95%と助成がここ10年で大幅に広がっています。さらに18歳年度末まで助成している市区町村は約 50%に達し、一方で所得制限や一部自己負担ありの市区町村は減少傾向にあると報じています。

秋田県の調査(2022年4月現在)では、18歳年度末としているのは 16 市町村、県基準の中学生終了の年度末としている自治体は 9 市町村など県内でも助成が急速に広がっています。

また、国民健康保険の子供に係る均等割保険料の18歳未満児の独自減免では、ここ数年、私どもも要請を続け、残念ながら実施にはいたっておりませんが、「検討している」、「国にもつよく働きかけたい」「趣旨はよくわかる」などの回答を頂きました。今年4月からは国の制度として、未就学児の5割減免が実施され、私ども大変喜んでいますが、引き続き市町村独自の18歳未満児の減免制度への拡充を改めてご検討いただければ幸いです。

さらに、全国では子育て支援策、貧困対策などの一環として学校給食の無料化も広がってきています。現在秋田県では全額無料、または一部無料は 4 町 2 村となっています。お隣、青森県で全額、または一部補助を含め合計23市町村で全県 40 市町村の5割となっています。(これらの資料は当日持参いたします)

このような状況を踏まえて、下記について要請いたしますので、ご検討をお願いいたします。

<要請事項>

- ① 18歳までの子供の医療費無料化
- ② 「国民健康保険税均等割額18歳未満児の独自減免制度」の導入
- ③ 学校給食無料化

以上

ID	自治体名	対象年齢	所得制限	自己負担	実施時期	実施市町村数	備考 (3/20現在)
	県基準	中学生終了の 年度末まで	父または母460 万円以内	0歳、非課税世帯以 外は1千円上限で自 己負担	2016年10月		
7	鹿角市	18歳年度末	なし	なし	2016年8月	4	
15	小坂町	18歳年度末	なし	なし	2016年8月		
18	三種町	18歳年度末	なし	なし	2016年8月		
19	八峰町	18歳年度末	なし	なし	2016年8月		
17	藤里町	18歳年度末	なし	なし	2017年4月	1	
12	北秋田市	18歳年度末	なし	なし	2018年8月	2	
13	にかほ市	18歳年度末	なし	なし	2018年8月		
22	井川町	18歳年度末	なし	なし	2019年4月	4	
16	上小阿仁村	18歳年度末	なし	なし	2019年8月		
21	八郎潟町	18歳年度末	なし	なし	2019年8月		
27	東成瀬村	18歳年度末	なし	なし	2019年8月		
20	五城目町	18歳年度末	なし	なし	2020年4月	2	
11	大仙市	18歳年度末	なし	なし	2020年8月		
25	美郷町	18歳年度末	なし	なし	2021年8月	2	
8	由利本荘市	18歳年度末	なし	なし	2021年10月		
5	男鹿市	18歳年度末	なし	なし	2022年8月	7	
10	潟上市	18歳年度末	なし	なし	2022年8月		
14	仙北市	18歳年度末	なし	なし	2022年8月		
23	大潟村	18歳年度末	なし	なし	2022年8月		
26	羽後町	18歳年度末	なし	なし	2022年8月		
2	能代市	18歳年度末	なし：非課税又 は、所得割非課税 世帯	市民税所得割課税世帯 半額	2022年10月		
6	湯沢市	18歳年度末	なし	なし	2022年10月		
1	秋田市	18歳年度末	なし：未就学児 (小学1年生の7 月末まで) それ以外：父ま たは母の所得 (扶養親族0人 =460万以内、 以下扶養親族1 人につき3.8万	0歳、非課税世帯以 外は1千円上限で自 己負担	2023年8月 実 施予定		2/10秋田市との話し合いで 2023年8月から18歳年度 末に引上げ実施予定(所得 制限も緩和)3月議会に提 案
3	横手市	18歳年度末	なし	なし	2023年8月 実 施予定		3月議会で18歳年度末ま で引き上げ予定(正確な情 報は2/14以降)
4	大館市	18歳年度末	不明	不明	2023年8月 実 施予定		3/6議会で18歳年度末ま での助成、8月実施で検討 中との答弁

尚、能代市は所得制限&一部負担金なしで2023年8月から実施予定

令 4 広一 要 第 4 1 号
令和 4 年 1 1 月 1 6 日

秋田県社会保障推進協議会
会長 佐藤幸美様

秋田市長 穂積 志



人口減少対策としての子供の医療費無料化、国保子供の均等割減免、
学校給食費無料化の要請について（回答）

日頃から本市行政に対してご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和 4 年 1 0 月 2 1 日付けで提出のありました標記の件について、下記のとおり
回答いたします。

記

1 18歳までの子供の医療費無料化

本市の子どもの医療費助成制度については、県制度を基本としながら、受診機
会の多い低年齢層に重点を置くために、本市独自に未就学児の所得制限を撤廃し、
助成しております。

18歳までの子どもの医療費無料化については、多額の予算が必要となること
から、引続き子育て支援施策全体の中で検討するとともに、国や県に対して、子
どもの医療費助成制度の創設や拡充を働きかけてまいります。

（子ども総務課）

2 「国民健康保険税均等割額18歳未満児の独自減免制度」の導入

子どもの均等割の減額については、各市町村が独自に行うのではなく、国の制
度として行うべきものと考えており、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、
対象年齢や軽減割合を拡大するよう、全国市長会等を通じて、引き続き国に要望
してまいります。

（国保年金課）

3 学校給食無料化

給食費の無料化については、年間約12億円に及ぶ多額の経費が必要となることから、実施は困難であると捉えております。

なお、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、今後も就学援助制度等により、学校給食費として負担する実費を援助してまいります。

(学事課)

担 当 秋田市企画財政部広報広聴課
広聴担当

直 通 018-888-5471

FAX 018-888-5472

子ども福祉 医療制度 ご案内

乳幼児 小中学生 ひとり親 重度心身障がい児
家庭等の児童

秋田市にお住まいの児童の医療費
(保険診療)の自己負担を助成する制度です。



※健康保険に加入していない方、生活保護受給者の方および他の制度により既に医療費助成を受けていて自己負担のない方は、この制度での助成対象とはなりません。

Q 所得確認のための委任状が必要な場合はどんなですか。

A 申請者とその配偶者が別居している場合や、申請者と事実婚関係にある者がいる場合に必要です。委任状(様式はホームページに掲載しています)のほか、委任者の本人確認書類も必要です。

子ども福祉医療制度の一部手続きがインターネットでできるようになりました。いつでもどこからでも手続きできますので必要に応じてご利用ください。なお、手続きには事前準備が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

制度について詳しくは
市ホームページをご覧ください

秋田市 子ども医療費助成

各受付窓口および受付時間	
乳幼児および小中学生、ひとり親家庭等の児童	秋田市役所子ども総務課 (本庁舎2階) 平日 8:30~17:15 各市民サービスセンター (中央、東部、南部別館を除く) 市民課窓口 (一部業務に限る)
重度心身障がい児	秋田市役所障がい福祉課 (本庁舎1階) 平日 9:00~17:15 各市民サービスセンター (中央、東部、南部別館を除く) 平日 8:30~17:15 秋東サービスセンター (アルヴェ1階) 平日 9:00~17:15

お問合せ

秋田市役所子ども未来部
子ども総務課子ども福祉医療担当(本庁舎2階)

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL:018-888-5691 FAX:018-888-5693

子ども福祉 医療制度 Q&A

Q 秋田県外の医療機関にかかった場合の医療費について助成は受けられますか。また、治療器具(弱視用めがね、コルセット等)の購入費用は対象になりますか。

A 秋田県外の医療機関では、受給者証を使用できなかった後、以下の書類により払い戻しの申請手続きをしてください。また、治療用器具についても、医師の指示により健康保険が適用される場合は助成の対象になりますので、払い戻し手続きをしてください。

- 必要なもの**
- ・領収書
 - ・申請者の本人確認書類
 - ・保護者等の振込先口座情報がわかる書類
- 共通**
- ・限度額認定証または健康保険支給決定通知書
 - ・または医療費のお知らせ
- 追加で必要なもの**
- ・(入院の場合)
 - ・治療用器具の場合)
 - ・医師の指示書の写し
 - ・健康保険支給決定通知書

Q 学校等の管理下でケガした場合は助成されますか。

A 学校等の管理下のケガは、学校等を通じて独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請を行います。医療機関では受給者証を使用せずに自己負担をお支払いください。受給者証を使用した場合、福祉医療費を返還していただきます。



申請の手続き

あらかじめ 受給者証の交付申請 が必要 です。

手続きのめやす

- ・転入日から14日以内
- ・出生日から3か月以内

有効期間は7月31日までで、原則、毎年8月に更新します

助成対象者など

●どの区分も所得確認があります。

区分	助成対象者	所得制限
乳幼児	小学校1年生の7月31日までの児童 1歳の誕生日で受給者証の切り替えが済みます	なし
小中学生	小学生、中学生	あり
ひとり親家庭等の児童 ★1	・ひとり親家庭の児童 ・父母のいない児童 ・重度の身体障害者手帳をお持ちの父または母がいない児童 (18歳に到達した年度末日まで)	あり
重度心身障がい児 ★2	・身体障害者手帳1～3級をお持ちの児童 ・療育手帳Aをお持ちの児童	なし

助成内容

健康保険が適用される医療費

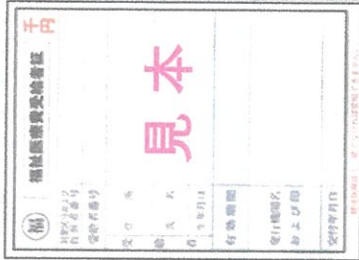
対象とならない主なもの

初診時特定療育費	健康診査
診断書などの文書料	薬剤器代
入院時の差額ベッド代	予防接種

自己負担額について
(受給者証の右上に赤字で「千円」とある場合)

秋田県内の医療機関を受診したとき、1歳以上の住民税所得割課税世帯の児童は、医療機関の窓口で自己負担額の半額をお支払いいただきます。

1医療機関(調剤薬局含む)での窓口自己負担額は、入院・外来別に原則月額1,000円までです。「千円」の記載がない受給者証は、自己負担はありません。



所得制限基準額表

区分	扶養親族等の人数	0人	1人	2人	3人
小学生	父又は母の所得額	460万円	498万円	536万円	574万円
中学生	父又は母の所得額	267万2千円	305万2千円	343万2千円	381万2千円
ひとり親家庭等の児童	扶養親族等の人数	0人	1人	2人	3人
	父又は母の所得額	194万円	232万円	270万円	308万円
	扶養義務者所得額	514万8千円	539万7千円	561万円	582万3千円

※小・中学生については、父母それぞれについて上の所得制限基準額表により判定します。※扶養親族等の人数が3人を超える場合は、父又は母の所得額については1人増すごとに380,000円、扶養義務者所得額については1人増すごとに213,000円を加算します。

助成の対象

助成対象者	0歳児	1歳児～6歳児	小中学生	ひとり親家庭等の児童	重度心身障がい児
助成区分	通院・入院				
自己負担額	無料	自己負担額の半額 1レセプト上限1,000円 (入院・外来ごと)	無料	無料	無料
	市民税所得割が課税されていない世帯は無料				

※健康保険が適用されないものは助成対象外です。

届出が必要なとき

下記に該当する場合、届出が必要です。届出がないと、福祉医療費の助成が受けられないことがありますので、早めに手続きしてください。

届出が必要な場合

- (1) 健康保険証に変更があったとき
- (2) 保護者等の所得状況が変わったとき
- (3) 生活保護を受けるようになったとき
- (4) 交通事故等第三者行為による傷病に対し、福祉医療費受給者証で治療を受けたとき
- (5) 福祉医療費を受給している児童が学校や保育所等の管理下における傷病等に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付を受けたとき



受給者証交付申請に必要なもの

- 子どもの健康保険証
- 申請者の本人確認書類
(マイナンバーカードや運転免許証など)
- 申請者とその配偶者が別居している場合や申請者と事実婚関係にある者がいる場合、所得確認のための委任状
- ★1…戸籍謄本(取得後1か月以内のもの)または児童扶養手当証書の写し
父または母の障害者手帳など
- ★2…身体障害者手帳、療育手帳のいずれか

共通

追加で必要なもの



一般質問が行われた本会議(大館市役所)

大館市3月議会一般質問

秋田大保健会「来年は大館で」
他市開催「米年は大館で」

秋田大保健会が今春の本部
 大館市から大館市に変更
 したことを巡っては、情報
 が入ってすぐに連絡先と
 連絡したところ、すでに理事
 会決定しているが、議の
 決定だったと説明。持
 ちかへた。

秋田大保健会が今春の本部
 大館市から大館市に変更
 したことを巡っては、情報
 が入ってすぐに連絡先と
 連絡したところ、すでに理事
 会決定しているが、議の
 決定だったと説明。持
 ちかへた。

18歳までの医療費助成へ 福原市長「8月からの実施検討」

大館市の3月定例会議は6日、本会議を開き、6議
 員が一般質問を行った。中学生までの医療費助成につ
 いて福原淳嗣市長は「第2期総合戦略で18歳までに拡大す
 る」としており、8月に実施できるように検討している

の考えを示した。秋田大保健会本部の地市開催につ
 いて、地域経済に影響を与えることはない限りとし、
 実行は大館開催になるよう議会と連携しながら動きか
 けた」と強調した。

(8面に質問要旨)

2023年(令和5年)
3月7日
 (火曜日)

北鹿新聞社
 〒992-8501 秋田県大館市大館1-1-1
 電話 0186-22-1111
 編集 0186-22-1111
 印刷 0186-22-1111
 発行部数 10,000部
 定価 100円(税別)

いいレディ
 女性のための情報誌
 毎月10日発行
 100円(税別)

大館 111
 鹿角 110
 北秋田 111

事務連絡
令和4年7月25日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置に係る考え方について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置が講じられたことを踏まえ、別添のとおり、「未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置に係る考え方」を作成しましたのでお送りします。

内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知等のほど、お願い申し上げます。

なお、別添内容の一部については、追って厚生労働省ホームページで掲載予定であることを申し添えます。

未就学児の均等割保険料(税)の軽減措置に係る考え方

問1 均等割保険料(税)の軽減措置の対象を未就学児までとした理由

(答)

- 今般の軽減措置の対象については、子育て世帯の負担軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯による制限をかけず、広く子どもがいる世帯に対して一律に軽減を行うこととしています。
- その上で、子どもの対象年齢については、
 - ・ 未就学児における医療費の自己負担割合が2割とされていることなど他の制度も参考とし、
 - ・ 国と地方で必要となる財源規模等を考慮して、未就学児までを対象としています。

問2 均等割保険料(税)の軽減割合を5割とした理由

(答)

- 国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料として世帯の人数に応じた応分の保険料(税)のご負担をいただく必要があると考えています。
- その上で、軽減割合については、
 - ・ こうした均等割保険料を設けている趣旨から、所得の低い方にも一定割合の負担をいただいていること等も考慮して、その全額を免除することは適当ではないこと
 - ・ 国と地方で必要となる財源規模等を考慮して、均等割保険料(税)の半額を軽減することとしています。
- なお、現行制度において、所得の水準に応じて、均等割保険料を最大7割軽減する措置が講じられており、今回の子どもの保険料にかかる軽減措置は、この軽減後の保険料を半額にするため、所得の低い世帯の子どもについては、最大8.5割の軽減となります。

問3 今後、対象者や軽減割合を拡大する予定はあるのか。

(答)

- 国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、原則として、均等割保険料として世帯の人数に応じた応分の保険料(税)のご負担をいただく必要があると考えています。
- このため、まずはこの制度をしっかりと運用していき、更なる対象範囲の拡大等については、必要な財源の確保等様々な課題があると認識しており、地方団体の皆様と引き続き協議を行いながら検討していく必要があると考えています。

2022.12.1

白岩 副参事列々し通信資料(追加分)
10/18/15

問4 保険料の算定に当たって、自治体が条例で独自に軽減の対象者を拡大したり、軽減額を拡充することはできるのか。

(答)

○ 国民健康保険料(税)の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとしており、「従うべき基準」とされています。

(※)国民健康保険法(昭和33年法律第192号)抄

(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例又は規約で定める。

(※)地方税法(昭和25年法律第226号)抄

(国民健康保険税の減額)

第七百三条の五 (略)

2 市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとする。

○ このため、国民健康保険料(税)を賦課する際、国の基準を超えて、独自に保険料(税)の減額賦課について条例で定めることはできない仕組みとしています。

○ なお、未就学児の均等割保険料の軽減制度については、全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保した上で、保険料の負担軽減を図る趣旨で実施しています。

問5 未就学児の均等割保険料を一律に減免するなど、特定の対象者に対し、画一的な基準で保険料の減免を行うことはできるのか。法令違反となることはないかと解してよいか。

(答)

○ 市町村は、災害や失業などで収入が減少した方々に、条例を定め、申請に基づき、保険料を減免することが可能となっています。

(※)国民健康保険法(昭和33年法律第192号)抄

(保険料の減免等)

第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

○ こうした保険料の減免の仕組みは、相互扶助により運営される制度の理念に鑑みると、保険者が個々の事情を勘案して行うものであり、特定の対象者に、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、明確に法令違反とは言えないものの、適切ではないと考えています。

(※)総務省「地方税質疑応答集」

減免は、個々の納税者の担税力いかんによって決定すべきものであり、条例においては、…納税者の総所得金額等の多寡等の画一的な減免基準を設ける

問6 保険料の負担緩和を図る目的や所得の多寡等の画一的な基準で保険料を独自に軽減する目的のために法定外繰入を行う場合に実施する「法定外繰入」は、解消・削減すべき赤字に該当する
のか。

(答)

- 国民健康保険料(税)については、同じ医療費水準や所得水準の被保険者であれば、全国同じ基準で受益に応じた公平な保険料を設定することが望ましいと考えています。
- このため、国民健康保険料(税)に関する基準は、「従うべき基準」として、国の基準を超えて、独自に一律の保険料軽減を条例で定めることはできない仕組みとしているほか、
減免の仕組みにおいても、特定の対象者に、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、適切ではないと考えています。
- 以上から、例えば、子育て世帯の保険料(税)を画一的な基準で軽減するための法定外繰入については、計画的に削減・解消すべき赤字として「決算補填等目的の一般会計繰入」と位置づけています。

(※)法定外繰入について

- ・ 国民健康保険は、一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として、必要な支出を保険料や公費で賄うことにより、国民健康保険の特別会計において収支が均衡していることが重要。
- ・ 法定外繰入については、本来であれば保険料や公費により賄う必要があるものを一般会計から補填するものであるから、原則「削減・解消すべき赤字」に該当する。

表7 厚生労働省による国保財政の法定外繰入の区分

区分	2010年度 (単位:億円)
① 法定外繰入目的の法定外繰入	49
② 国保運営方針によるもの	1,052
③ 国保料の取崩不足のため	49
④ 保険料の増加	1,045
⑤ 後期高齢者医療費等	7
⑥ 高額療養費等	1
⑦ 国保料の負担軽減を図るため	156
⑧ 地方単独の国保料(税)の軽減	57
⑨ 任意給付費に充てるため	100
⑩ 過年度の赤字によるもの	156
⑪ 累積赤字補填のため	57
⑫ 公費費・借入金利風	100
小計	1,258

表8 国保運営方針にもとづき計画的に削減・解消すべき赤字

区分	2018年度
① 国保料(税)の減免額に充てるため	84
② 地方単独事業の医療給付費削減等	251
③ 国保料(税)の負担軽減を図るため	187
④ 国保料(税)の負担軽減を図るため	5
⑤ 国保料(税)の負担軽減を図るため	0
⑥ 国保料(税)の負担軽減を図るため	37
⑦ 基金積立	1
⑧ 返済金	88
⑨ その他	653
小計	1,258
合計	1,910

(*)国保法77条、地方税法77条、地方税法77条にもとづく減免(厚生労働省労働局国民健康保険課資料から)

下げに道を閉こうと呼びかけることが、いよいよ重要となっています。

条例減免の仕組みの積極的な活用を

自治体による子どもの均等割の独自減免や、多子世帯の国保料(税)減免などが広がっていること、その多くが、国保法七十七条(国保料の場合は地方税法七百七条)の規定を活用したものであることは、Q3で紹介しました。

国保法七十七条は、被保険者に被災、病気、事業の休廃止など「特別な事情」がある場合に、市町村が条例を定めて国保料(税)を減免できることを規定しています(条例減免)。何を「特別な事情」と見なすかについて、政令・省令の定めはなく、自治体長に裁量が委ねられています。条例減免による子どもの均等割減免は、「子どもがいること」を「特別な事情」と扱って実行されています。

条例減免をおこなうための自治体の公費繰入は、政府・厚生労働省の区分では「法定外繰入」と扱われます。

厚生労働省の区分では、住民全体の国保料(税)の負担水準を下げたり(表中の「保険料の負担緩和を図るため」、自治体が独自に「所得〇〇万円から〇〇万円の世帯の国保料(税)を△削減」などの基準を設けて国保料(税)を軽減したり(表中の「地方単独の保険料(税)の軽減」)した場合の公費繰入は、「削減・解消すべき赤字」と見なされます。

その一方、条例減免を実施するためにおこなわれた法定外繰入(表中の「保険料(税)の減免額に充てるため」)は、「削減・解消すべき赤字」の対象には入りません。

同様に、自治体の子どもの医療費無料化をおこない、そのペナルティとして、国から国保の国庫負担削減がおこなわれた分を、一般会計からの公費投入で補う場合も、その分の繰入(表中の「地方単独事業の医療給付費波及増等」)は「赤字」とは扱われないことになっています。

法案審議時の答弁からすれば、国が、自治体の繰入を「赤字繰入」と「赤字でない繰入」に分け、前者を「削減・解消」するよう圧力をかけること自体、不当なものですが、そうした国の区分からしても、条例減免のた

表6 各都道府県における国保会計への法定外繰入の実施自治体数および繰入額

都道府県名	2016年度		2020年度	
	法定外繰入 市町村数	繰入額 (百万円)	法定外繰入 市町村数	繰入額 (百万円)
北海道	76	9,849	18	406
青森県	15	1,042	0	0
岩手県	10	627	3	49
宮城県	1	19	0	0
秋田県	5	390	0	0
山形県	2	261	0	0
福島県	12	483	1	10
茨城県	34	7,397	5	219
栃木県	6	638	1	24
群馬県	12	1,160	0	0
埼玉県	52	32,776	26	4,783
千葉県	26	15,160	7	2,879
東京都	61	103,752	58	37,882
神奈川県	30	38,554	14	8,580
新潟県	12	1,585	1	22
富山県	0	0	0	0
石川県	3	403	1	2,418
福井県	8	1,621	2	113
山梨県	5	433	2	136
長野県	22	2,194	4	263
岐阜県	17	1,070	3	310
静岡県	21	6,192	2	525
愛知県	34	12,915	26	2,696
三重県	11	1,804	4	91
滋賀県	6	730	0	0
京都府	8	409	2	1,352
大阪府	26	11,409	3	3,053
兵庫県	18	4,022	4	995
奈良県	5	517	1	15
和歌山県	8	623	1	1
鳥取県	7	428	0	0
徳島県	7	132	0	0
岡山県	7	4,096	2	97
広島県	4	706	1	289
山口県	5	438	1	68
香川県	5	385	1	8
愛媛県	6	1,900	1	150
高知県	9	1,765	2	161
福岡県	13	657	8	287
佐賀県	41	11,845	14	3,601
熊本県	8	1,062	5	495
鹿児島県	6	1,202	2	372
沖縄県	14	2,425	1	490
大分県	8	1,230	1	50
宮崎県	4	247	2	33
鹿児島県	35	6,135	17	3,360
沖縄県	32	11,240	22	2,945
合計	760	303,924	269	76,702

注1)「法定外繰入市町村数」は、決算補填等目的の法定外繰入を行っていない市町村数

注2)「繰入額」は100万円単位で四捨五入した

(厚生労働省労働局国民健康保険課資料から)

省もたびたび答弁してきたところです。

「一般会計からの繰入をどうするかということにつきましては、それぞれの自治体で、ご判断をいただく」「これを制度によって禁止するというふうなことは考えていない」(二〇一五年四月十七日、衆院厚生委員会、厚労保局長(当時)答弁)。

そもそも、地方自治体が条例や予算で住民福祉のための施策をおこなうことを、国が「禁止」したり、廃止を「強制」したりすることは、憲法九十二条が定める地方自治の本旨や、九十四条の条例制定権をおかすものです。だから、自公政権も、「標準保険料率」を建前上は「参考値」とせざるを得ず、厚労

省も国会で「自治体の判断」と答弁せざるを得ませんでした。

市町村が自らの判断により、国や都道府県の圧力をはねのけ、一般会計繰入による国保料(税)の負担抑制や、自治体独自の保険料減免を、維持・拡充することは可能です。

都道府県についても、「標準保険料率」の算定や「国保運営方針」の策定は法律上の義務となりましたが、その活用は都道府県に委ねられています(国の「ガイドライン」も法律上は「参考」に過ぎません。国いいなりに市町村に圧力をかけるのか、国の圧力をはねのけて住民の立場で負担軽減の努力を続けるのかは、都道府県の判断です。

化」が実行された後も、国庫負担・公費負担の増額を一貫して要望しています。被保険者の所得からすれば、現在の国保料(税)は高すぎる、これこそ国保の構造問題だ、というのは、保守系の首長等を含めた自治体関係者の一致した認識です。この「構造問題」を解決するどころか、値上げて危機を深化させたら、早晚、国保制度は立ち行かなくなってしまう。そうした従来の主張からしても、市町村や都道府県の当局が、政府の進める国保料(税)引き上げに協力・加担してはならないはずだ。

二〇一三年の統一地方選で、住民の審判によって国保料(税)値上げをくい止め、引き

13

めの繰入は、続けていい繰入。となるので
す。
コロナ危機と物価高騰で家境にあえく国民
が急増するなか、条例減免の仕組みを活用
し、子どもの均等割の独自減免、子育て世
帯、ひとり親世帯、生活困窮世帯、障害者、
児のいる世帯などの国保料(税)減免をおこ
なっていくことは、いよいよ重要となってい
ます。

二三年七月厚労省「事務連絡」に ついて

子どもの均等割の減免をめくり、この間
二三年七月に厚労省が出した「事務連絡」
が、一部の自治体で問題となっています。
条例減免のための繰入が「赤字」に区分さ
れないことは先述したとおりです。しかし、
厚労省が七月に発出した「未就学児の均等割
保険料(税)の減免措置に係る考え方につい
て」(令和四年七月二十五日、厚生労働省保
険局国民健康保険課長)と題する「事務連
絡」は、それを否定していると読める文言に
なっているのです。

「国基準は変更できないが、公費補助は可能
」
「事務連絡」は、二三年度から国が実施し

直にあり、国は介入できないのです。
厚労省が「法令違反とは言えない」と明記
しているとおり、自治体が条例減免の仕組み
を活用し、子どもの均等割の減免など、特定
の対象者への保険料(税)減免をおこなって
も、法律や政令には違反しない——これが
本筋のポイントです。

「均等割減免への妨害と圧力をはね返す
」
一部の自治体当局に波紋を呼んだのが、

「問6」でした。
ここで厚労省は、「問4」「問5」の趣旨を
再度繰り返したうえで、「画一的基準」にも
とついで国保料(税)を「軽減」するために
行った繰入は、「削減・解消すべき赤字」
「実質削減等目的の法定外繰入」と扱われる
と書いています。

「問4」のところで述べたように、国保料
(税)を算定・賦課した後に公費補助をおこ
なう形で自治体独自の「軽減」を実施するこ
とは可能ですが、たしかに、その場合の繰入
は、今の厚労省の区分では「赤字」となっ
てしまう可能性があります。

しかし、「問5」で取り上げられている、
国保法七十七条にもとづく「減免」への繰入
は、「赤字」とは扱われはらずです。

た未就学児の均等割の半減措置に、自治体が
施策を、上乗せ。し、さらなる減額や免除を
できるかどうかについて、Q&A方式で厚労
省の見解を示したものです。問題となったの
は、「問4」「問5」「問6」でした。

「問5」では、「自治体が子どもの均等割の
額を算定・賦課する際、独自に軽減対策を
拡大したり、軽減額を拡大したりする条項を
定めることができるか」という疑問に、厚
労省がそういう条例は定めることができな
い」と回答しています。

たしかに、国が定める算定・賦課の基準
を、自治体が条例で変えることはできませ
ん。ただし、国の基準にもとついで各世帯の
国保料(税)を算定・賦課したうえで、その
一部または全部にあたる額を、自治体が公費
で補助し、実質的な独自軽減をおこなうこ
とは可能です。

たとえば、Q3でも紹介した仙台市では、
すべての国保世帯の子ども(十八歳未満)の
均等割を所得制限なしで三割減額する施策が
おこなわれていますが、これも、まず国基準
にもとついで均等割を賦課した後、「子ど
もの均等割額×三割」にあたる公費を、市が
補助する形でおこなわれています。

その結果、国基準では減額とならない子ど
もの均等割は、公費補助によって実質的に三

にもかからず、「問6」では、国保法七十
七条にもとつかない「軽減」にかかわる語
と、七十七条にもとづく「減免」にかかわる
語が、混然一体の文章で書かれているため、
あたかも、七十七条にもとづく条例減免の繰
入まで、「赤字」となるように読めてしま
うのです。

この「事務連絡」のせいと誤った解釈をす
る自治体が出ていて、どの週報を受け、八
月、党国会議員団が厚労省に問い合わせまし
た。

それに対し、国民健康保険課の担当者は、
「繰入の整理は従来と同じです」「事務連
絡」で「赤字」としているのは「軽減」(七
十七条にもとつかない独自軽減)のための繰
入で、「減免」(七十七条にもとづく条例減
免)のための繰入を「赤字」と扱っては書
いていません」と断言しました。

わざわざ、紛らわしい文章の「事務連絡」
を発出した、政府の意図は明らかです。自治
体関係者の誤解を招くような文章をあえて示
すことで、均等割の独自軽減・減免にブレ
キをかける——まさに、地方自治破壊のやり
方といえるでしょう。

党国会議員団からの再度の追及を受け、厚
労省は、「国民健康保険法七十七条に基づ

制減額となります。また、国基準で半額に軽
減された子どもの場合は、均等割が実質的に
八割減額となります。さらに、低所得世帯へ
の法定軽減が適用され、均等割・平等割が七
割減額とされている世帯の子どもの場合は、
均等割は実質ゼロになっています。

「問4」の回答文は、あたかも、子どもの
均等割の、上乗せ。軽減はできないかよう
に書かれていますが、実際には、国基準にも
とづく算定・賦課をおこなった上で公費を入
れるという形で、独自軽減をおこなうことは
可能です。

「条例減免(七十七条減免)は自治体の裁量
」
「問5」は、国保法七十七条にもとづく条
例減免についての問答です。

条例減免の仕組みを使い、未就学児の均等
割を一律減免するなど、特定の対象者に対
し、画一的基準で保険料の減免を行うこと
は法律違反にならないか、という問いに、
厚労省は「明確に法律違反とは言えないもの
の、適切ではない可能性は高い」と答えてい
ます。

「適切ではない」といいますが、それは厚
労省の「考え」に過ぎず、自治体にそれを押し
つける法的根拠はありません。国保のこ
おり、条例減免の対象を決める裁量は自治体

「減免」に充てるための「法定外繰入」は、
「削減・解消すべき赤字には該当せず、実質
削減等目的以外の一般会計繰入」と整理して
います」と明記した文書(令和四年十二月十
四日付、田村智子参議院議員事務所への回
答)を送ってきました。

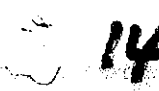
姑息な妨害と圧力をはね返し、子どもの均
等割の軽減・減免を進めるために、党が先頭
に立つことが求められています。

(党政策委員会・谷本 勉)

Q6
「都道府県化」のもとでの都道府県に対
する改善運動の経験を教えてください。

A
国保制度改善を求める党埼玉県議団
のたたかい

党埼玉県議団がとりくんできた「医療費負
担をなくせ！払える国保保険税額に1」のこ
の四年間のたたかいについて報告します。
党県議団は、二〇一九年四月の統一地方選
挙で五人から六人に躍進しましたが、都道府



Ⅱ-5-1

学校給食費について

○ 学校給食費の無償化について

(1) 全額

- ・ 八郎潟町 (H24~)
- ・ 東成瀬村 (H26~)
- ・ 上小阿仁 (H31~)

(2) 一部

- ・ 三種町：第一子・第二子は半額、第三子以降は全額 (H27~)
- ・ 八峰町：1/2 (H27~H32)
- ・ 小坂町：1/2 (H28~)

2021年5月7日

2022年6月2日現在 変化あり

給食費の食材値上げに対する各市町村の対応（9/5聞き取り）

【食材費値上げへの対応】

○食材費値上げに対し、コロナの補助金で対応する市町村

鹿角市 大館市 北秋田市 男鹿市 秋田市 仙北市 美郷町 湯沢市 羽後町
東成瀬村

計10市町村

○食材費値上げに対し、市の財源で対応する市町村

大仙市（12月議会で補正予算請求） 小坂町（9月議会で提案）

計2市町

○それ以外の13市町村では、今のところ対応の予定はない

*9月になって対応を考えた市町村

鹿角市 小坂町 北秋田市 大仙市 の4市町

それ以外の市町村は6月の聞き取りの段階で、値上げに対し対応を考えていた

【給食費の値上げ】

- ・小坂町→令和4年度中に値上げ予定 自己財源で対応して、保護者負担は求めない
- ・井川町→令和4年度値上げを行った
月額：小学校は+200円で5400円・中学校は+300円で6600円
*令和4年度の値上げは決まっていたことで、食材の高騰とは関係なし
- ・湯沢市→6月議会で値上げすることは決まっている（目的は地場産物の活用）
この後、食材の高騰に対応するとすれば、再度補正を検討
- ・羽後町→今年度の値上げ分はコロナの補助金で対応
来年度からは保護者負担（1食の値上げ額：小30円、中35円）

*21市町村では値上げなしで据え置き

【給食の無償化】

- ・県内の給食無償化を行っている自治体は3自治体（八郎潟町、東成瀬村、上小阿仁村）
- ・一部無償化、一部補助を行っている自治体
一部無償～三種町 第3子以降全額無償、それまでは半額補助
一部補助～八峰町、小坂町（両町とも半額補助）

*全額補助、一部無償・一部補助を行っている自治体はあわせて6自治体（全体の24%）となる。

<給食の無償化の理由>

- ・八郎潟町→保護者の経済的支援
- ・東成瀬村→子育て支援
- ・上小阿仁村→保護者の経済的負担の軽減
- ・三種町→保護者の経済的負担の軽減
- ・八峰町→住みやすい町づくり事業の一環としての子育て支援対策
- ・小坂町→子育て世帯の負担軽減

給食費の食材費値上げに対する各市町村の対応（10/31、11/1聞き取り）

* 9/5時点で対応の予定がないと回答していた市町村に対して聞き取りを行った

＜聞き取りを行った市町村＞

上小阿仁村 能代市 三種町 八峰町 藤里町 潟上市 五城目町
八郎潟町 井川町 大潟村 由利本荘市 にかほ市 横手市

【食材費値上げへの対応】

○食材費値上げに対し、コロナの補助金で対応する市町村
能代市 潟上市 五城目町

計3市町

○食材費値上げに対し、市の財源で対応する市町村
上小阿仁村 三種町 八峰町 八郎潟町
大潟村（地場産物や有機米に対して補助金を出している）
にかほ市（地場産活用のために予算を取っていて、それを活用している）

計6市町

○それ以外の市町の対応（すべて給食費の値上げの予定はない）

- ・藤里町→安価な地場産物の活用 栄養教諭の工夫
- ・井川町→令和4年度に値上げしている 安価な食材を使用するなど工夫して取り組んでいる 栄養教諭の工夫
- ・由利本荘市→令和5年度に値上げの予定 安価な食材を使用するなど工夫している 栄養教諭の工夫
- ・横手市→全ての面において検討中 12月補正では電気ガス代高騰に対する対応

※電気ガス等、燃料費の高騰に対応を苦慮している市町村もある
→上小阿仁村 八峰町 潟上市 にかほ市 横手市

【11/1現在・食材費値上げへの対応】

○食材費値上げに対し、コロナの補助金で対応する市町村
鹿角市 大館市 北秋田市 男鹿市 秋田市 仙北市 美郷町 湯沢市 羽後町
東成瀬村 能代市 潟上市 五城目町 ※3市町追加

計13市町

○食材費値上げに対し、市の財源で対応する市町村
大仙市（12月議会で補正予算請求） 小坂町（9月議会で提案）
上小阿仁村 三種町 八峰町 八郎潟町 大潟村 にかほ市 ※6市町村追加

計8市町

○特に対応の予定はない市町村
藤里町 井川町 由利本荘市 横手市

計4市

給食費の食材費値上げに対する各市町村の対応（10/31、11/1聞き取り）

* 9/5時点で対応の予定がないと回答していた市町村に対して聞き取りを行った

＜聞き取りを行った市町村＞

上小阿仁村 能代市 三種町 八峰町 藤里町 潟上市 五城目町
八郎潟町 井川町 大潟村 由利本荘市 にかほ市 横手市

【食材費値上げへの対応】

○食材費値上げに対し、コロナの補助金で対応する市町村
能代市 潟上市 五城目町

計3市町

○食材費値上げに対し、市の財源で対応する市町村
上小阿仁村 三種町 八峰町 八郎潟町
大潟村（地場産物や有機米に対して補助金を出している）
にかほ市（地場産活用のために予算を取っていて、それを活用している）

計6市町

○それ以外の市町の対応（すべて給食費の値上げの予定はない）

- ・藤里町→安価な地場産物の活用 栄養教諭の工夫
- ・井川町→令和4年度に値上げしている 安価な食材を使用するなど工夫して取り組んでいる 栄養教諭の工夫
- ・由利本荘市→令和5年度に値上げの予定 安価な食材を使用するなど工夫している 栄養教諭の工夫
- ・横手市→全ての面において検討中 12月補正では電気ガス代高騰に対する対応

※電気ガス等、燃料費の高騰に対応を苦慮している市町村もある
→上小阿仁村 八峰町 潟上市 にかほ市 横手市

【11/1現在・食材費値上げへの対応】

○食材費値上げに対し、コロナの補助金で対応する市町村
鹿角市 大館市 北秋田市 男鹿市 秋田市 仙北市 美郷町 湯沢市 羽後町
東成瀬村 能代市 潟上市 五城目町 ※3市町追加

計13市町

○食材費値上げに対し、市の財源で対応する市町村
大仙市（12月議会で補正予算請求） 小坂町（9月議会で提案）
上小阿仁村 三種町 八峰町 八郎潟町 大潟村 にかほ市 ※6市町村追加

計8市町

○特に対応の予定はない市町村
藤里町 井川町 由利本荘市 横手市

計4市

令和3年度実績分調査「地場産物の活用率について」

(「令和3年度実績分学校給食食物実使用調査」より)

	野菜15品目					全体41品目				
	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
1 鹿角市	55.9	55.5	59.6	58.7	49.9	81.6	84.2	86.1	86.6	84.2
2 小坂町	52.4	51.7	54.0	36.7	48.9	80.8	84.8	85.6	81.9	84.4
3 大館市	32.3	29.6	34.4	34.6	32.3	77.5	78.7	80.2	79.8	80.0
4 北秋田市	34.2	31.2	33.7	39.1	40.7	76.2	77.9	80.0	81.1	81.6
5 上小阿仁村	49.0	51.5	60.8	57.6	52.4	80.0	82.9	85.1	85.7	82.1
6 能代市	33.9	32.5	34.2	23.5	36.8	79.2	81.8	81.2	78.7	81.9
7 三種町	52.9	39.4	43.5	45.0	39.6	80.2	79.1	81.3	81.3	79.5
8 八峰町	59.2	51.9	55.6	52.4	39.5	85.9	86.5	86.8	86.0	83.0
9 藤里町	60.5	53.6	57.7	56.3	55.3	81.2	79.5	84.7	84.5	84.2
10 秋田市	21.7	17.4	18.4	16.2	15.1	78.1	77.1	79.7	77.2	77.1
11 男鹿市	26.0	18.0	26.7	18.2	18.3	78.5	75.9	78.3	76.9	75.9
12 湯上市	17.5	13.6	19.0	18.5	16.5	76.6	78.0	78.3	79.0	77.7
13 五城目町	59.4	51.5	53.9	51.3	45.8	88.3	84.9	85.0	83.9	83.0
14 八郎潟町	56.1	55.5	49.6	37.6	29.7	84.2	87.3	83.8	80.9	78.8
15 井川町	49.9	39.7	45.6	42.8	35.9	81.5	82.1	83.2	70.6	80.3
16 大潟村	19.9	36.4	49.2	49.1	49.6	62.7	82.2	85.4	86.4	88.0
17 由利本荘市	17.2	15.3	25.0	16.8	14.1	78.7	76.9	85.5	77.1	74.2
18 にかほ市	33.5	28.5	35.6	17.5	24.9	75.6	67.4	74.8	70.8	73.6
19 大仙市	42.2	55.3	51.6	42.9	53.6	84.6	86.0	85.7	84.3	72.9
20 仙北市	32.9	31.5	36.7	29.4	33.7	88.6	82.9	84.4	83.2	83.8
21 美郷町	49.5	53.5	60.6	52.8	44.5	84.7	86.4	88.0	86.1	83.7
22 横手市	35.1	41.6	50.6	40.3	44.9	80.0	82.3	83.3	81.8	81.9
23 湯沢市	23.9	21.3	21.3	16.7	16.1	78.4	78.0	79.0	78.9	78.2
24 羽後町	40.3	27.5	34.6	38.3	27.0	83.5	81.8	84.1	84.5	81.4
25 東成瀬村	28.2	34.6	32.2	24.6	31.7	77.5	81.4	81.9	81.4	80.8
全県平均	30.9	29.0	32.1	27.5	27.7	79.7	79.6	81.6	79.7	78.3

主要野菜15品目(重量ベース)

じゃがいも、にんじん、ほうれん草、ピーマン、長ねぎ、きゅうり、玉ねぎ、ごぼう、きゅうり、大根、白菜、トマト(ミニトマト含む)、生しいたげ、アスパラガス、小松菜

全体41品目

主要野菜15品目

野菜6品目(さやいんげん、かぼちや、さといも、なす、しめじ、まいたけ)
 果物5品目(りんご、なし、ぶどう、メロン、すいか)
 肉類5品目(豚肉、鶏肉、牛肉、ロースハム、ウインナーソーセージ)
 魚類3品目(いか、さけ、たら)
 大豆製品4品目(豆腐、油揚げ、みそ、しょうゆ)
 穀類2品目(精白米、米粉パン)
 乳類1品目(牛乳)